

答申第 1 1 4 号
(諮問第 1 3 6 号)

答 申

第 1 審査会の結論

大分県教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 12 月 1 日付けで行った公文書公開決定処分及び公文書非公開決定処分は、いずれも妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成 12 年大分県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 3 年 11 月 22 日付けで実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

大分上野丘高等学校、大分西高等学校、大分工業高等学校及び日田高等学校について、労働安全衛生法に基づいて令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 10 月 31 日までに産業医が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対し、令和 3 年 12 月 1 日付けで、大分上野丘高等学校及び大分工業高等学校に関する資料については、条例第 11 条第 1 項の規定に基づき公開決定を行い、大分西高等学校、大分工業高等学校定時制、日田高等学校及び日田高等学校定時制に関する資料については、同条第 2 項の規定に基づき、公文書不存在（請求のあった期間中は産業医による職場巡視を実施しておらず、当該文書を作成又は取得していないため）を理由として非公開決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、行政不服審査法（昭和 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 3 年 12 月 11 日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、上記の公開決定処分及び非公開決定処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 公開決定について

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「規則」という。）第 15 条において、産業医の作業場等の巡視の頻度に関わる記載があり、毎月 1 回以上、少なくとも 2 月に 1 回行うこととされている。

令和 3 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日までの間に満 7 月が経過しているため、少なくとも 2 月に 1 回の頻度が履行されているならば、少なくとも 3 件以上の巡視の状況又は結果に関わる資料があつてしかるべきであり、文書の特定が不十分である。

(2) 非公開決定について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）による事業場の適用単位は労働基準法における考え方と同一とされており、同一の場所にあるものは原則として一の事業所とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業所とするとされているから、通常の高等学校と定時制高校は一の事業場として捉えられるべきである。

そして、産業医の作業場等の巡視は、すべての作業場等を巡視することとされているため、大分工業高等学校の定時制においても産業医の作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料があつてしかるべきである。

日田高等学校についても、通常の高等学校及び定時制高校を合わせて常時使用する労働者数が 50 人を超えているものと予想するため、文書が存在しないとするは不合理である。

大分西高等学校について、常時使用する労働者数が 50 人を上回る場合には、産業医の作業場等の巡視が行われていてしかるべきであり、産業医の作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料はあつてしかるべきである。

第 4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 公開決定について

規則第 15 条では、月に 1 回以上の産業医による巡視が規定されている。

大分上野丘高等学校においては、以前から月に 1 回以上の産業医による巡視を実施しておらず、本件公開請求の請求内容に係る期間中は、令和 3 年 7 月 20 日の 1 回のみ実施している状況である。よって、この日に産業医が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料を対象公文書として特定し、全部公開したものである。

また、大分工業高等学校においては、以前から月に 1 回以上の産業医による巡視を実施しておらず、本件公開請求の請求内容に係る期間中は、令和 3 年 7 月 7 日及び同年 8 月 4 日の 2 回のみ実施している状況である。よって、これらの日に産業医が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料を対象公文書として特定し、全部公開したものである。

(2) 非公開決定について

大分工業高等学校定時制及び日田高等学校定時制は、教職員及び職員室等が異なることから、大分工業高等学校及び日田高等学校と別個の事業所として捉えており、それぞれに衛生委員会組織、衛生管理者を設置している。

そして、各校の定時制は、常時使用する労働者が50人未満の事業所であり、法第13条第1項及び労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「政令」という。）第5条の規定により産業医の選任が義務付けられていない。

また、大分西高等学校及び日田高等学校においては、以前から月に1回以上の産業医による巡視を実施しておらず、本件公開請求の請求内容に係る期間中は全く実施していない状況である。

よって、大分西高等学校、大分工業高等学校定時制、日田高等学校及び日田高等学校定時制については、公文書公開請求のあった資料を作成又は取得していないため、不存在により非公開としたものである。

第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対して、審査請求人から反論はなかった。

第6 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、大分上野丘高等学校、大分西高等学校、大分工業高等学校及び日田高等学校において、規則第15条の規定に基づいて、令和3年4月1日から同年10月31日までの期間（以下「対象期間」という。）に産業医が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料である。

2 公開決定及び非公開決定の適否について

(1) 法令の規定について

法第13条第1項及び政令第5条の規定により、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、事業者は、産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないとされている。

そして、規則第15条で、産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないとされている。

(2) 公開決定について

実施機関は、弁明書において、大分上野丘高等学校及び大分工業高等学校において、それぞれ1名の産業医を選任し、職員の健康診断結果に対する助言指導など職員の安全衛生・健康管理に係る指導を行っているが、以前から月に1回以上の産業医による巡視を実施しておらず、対象期間中は、大分上野丘高等学校については令和3年7月20日の1回、大分工業高等学校については同月7日及び同年8月4日の2回実施している状況であると主張している。そして、これらの日に実施した産業医による巡視の状況又は結果が分かる資料を対象公文書として

特定し、公開したものであるとしている。

この点について、対象期間中は、大分上野丘高等学校及び大分工業高等学校において、それぞれ上記の日に産業医の巡視を実施したとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はない。

したがって、実施機関が、大分上野丘高等学校及び大分工業高等学校において対象期間中に実施した産業医による巡視の状況又は結果が分かる資料を本件対象公文書として特定し、公開決定を行ったことは妥当である。

(3) 非公開決定について

① 大分工業高等学校定時制及び日田高等学校定時制について

実施機関は、弁明書において、大分工業高等学校定時制及び日田高等学校定時制は、教職員や職員室等が異なることにより、各校の全日制と別個の事業所として捉えており、それぞれに衛生委員会組織や衛生管理者を設置していると説明した上で、各校の定時制の常時使用する労働者がそれぞれ 50 人未満であることから、法による産業医の選任が義務付けられていないと主張している。

定時制を全日制と別個の事業所として捉えている点については、実施機関から当審査会に提出された資料によると、大分県人事委員会から、定時制と本校（各校の全日制を指す。以下同じ。）は、労働者及び勤務時間が異なり、職員を区分するなど、労働の態様が異なっており、職員の健康管理その他安全衛生に関する取組を実態に合わせてより適切に実施する観点から、定時制を本校と区分して安全衛生管理することは特段問題ないという見解が示されている。

そして、実施機関から当審査会に提出された各校の校時表及び校舎配置図により、定時制と全日制とで校時及び職員室が異なることが示されている。

また、常時使用する労働者が 50 人未満である点については、実施機関から当審査会に提出された各校の学校要覧により、大分工業高等学校定時制の職員数が 37 人、日田高等学校定時制の職員数が 22 人であることが示されており、さらに、実施機関の担当課から各校への聴取りにより、この他に労働者がいないことも確認されている。

よって、実施機関が、各校の定時制を各校の全日制と別個の事業所として捉えた上で、各校の定時制の常時使用する労働者がそれぞれ 50 人未満であることから、法による産業医の選任が義務付けられていないと説明していることは、納得できるものである。

なお、実施機関の弁明書によると、各校の定時制は常時使用する労働者が 50 人未満であるものの、安全衛生の取組として、大分工業高等学校定時制では、指定した産業医による職場巡視を 12 月に実施するなどの取組が、日田高等学校定時制では、衛生委員会による職場巡視を毎月実施するなどの取組が行われていることである。

以上のことから、大分工業高等学校定時制及び日田高等学校定時制について、本件対象公文書が存在すると認めることはできず、実施機関が不存在を理由として非公開決定を行ったことは、妥当である。

② 大分西高等学校及び日田高等学校について

実施機関は、弁明書において、大分西高等学校及び日田高等学校において、それぞれ1名の産業医を選任し、職員の健康診断結果に対する助言指導など職員の安全衛生・健康管理に係る指導を行っているが、以前から月1回以上の産業医による巡視を実施しておらず、大分西高等学校では、令和4年2月に産業医による巡視を実施する予定（弁明書提出時点）であり、また、日田高等学校では12月に産業医による巡視を実施しており、対象期間中は産業医の巡視を全く実施していない状況であるから、本件対象公文書を作成又は取得していないと主張している。

この点について、大分西高等学校及び日田高等学校において、対象期間中は産業医による巡視を実施していないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はない。

よって、対象公文書が存在しないという実施機関の説明は、信用できる。

したがって、本件対象公文書が存在すると認めることはできず、実施機関が不存在を理由として非公開決定を行ったことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、公文書の存在に関する主張の他に種々の主張をしているが、当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、請求者からの公文書公開請求に対し実施機関が行った公文書の公開決定及び非公開決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては、審査の対象外である。

4 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年3月17日	諮 問
令和4年4月27日	事案審議（令和4年度第1回審査会）
令和4年6月29日	事案審議（令和4年度第2回審査会）
令和4年8月9日	答申決定（令和4年度第3回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	

中 島 英 司	大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	元大分合同新聞社編集局長	
水 谷 トシエ	大分県地域婦人団体連合会副会長	